

令和6年度第1回太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会 次第

日時：令和6年10月21日（月）

地域公共交通活性化協議会終了後に開催

場所：太宰府市商工会会館2階 大会議室

1 開会

2 議事

【議題】

- ・地域サポートカーまほろば号湯の谷地域線の運賃について

3 閉会

太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会 委員名簿

任期:令和8年3月31日まで

| No. | 選出区分 | 氏名 | 所属団体等 |
|-----|---|-------|---------------------|
| 1 | 副市長 | 原口 信行 | 太宰府市 |
| 2 | 当該路線等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者 | 中井 一貴 | 有限会社太宰府タクシー 代表取締役 |
| 3 | 校区自治協議会を代表する者 | 松尾 宗治 | 太宰府市自治協議会(松川区自治会長) |
| 4 | 福岡運輸支局長又はその指名する者 | 古賀 秀策 | 国土交通省 九州運輸局 福岡運輸支局長 |

【事務局】

| | |
|------------------------------------|--------|
| 太宰府市 都市整備部 部長 | 柴田 義則 |
| 太宰府市 総務部 理事 | 杉山 知大 |
| 太宰府市 都市整備部 都市計画課 課長 | 古賀 千年志 |
| 太宰府市 総務部 地域コミュニティ課 課長 | 高田 政樹 |
| 太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当 係長 | 前田 勝一郎 |
| 太宰府市 総務部 地域コミュニティ課 地域コミュニティ係 係長 | 松尾 誓志 |
| 太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当 | 長澤 浩平 |
| 太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当 | 久保 弘樹 |
| 太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当 | 田淵 利治 |

太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会規程

〔 令和 6年 9月 20日 〕
〔 訓 令 第 5 号 〕

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る旅客の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）についての協議等を行うため、太宰府市地域公共交通活性化協議会規則（平成30年規則第10号。）第8条第1項の規定に基づき設置する太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会の所掌事務は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。

- (1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線等に係る運賃等
- (2) その他分科会が必要と認める事項

(組織)

第3条 分科会は、太宰府市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者又は一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (3) 校区自治協議会を代表するもの
- (4) 福岡運輸支局長又はその指名する職員

(任期)

第4条 分科会の委員の任期は、協議会の委員の在任期間とする。ただし、任期

中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長)

第5条 分科会に会長を置き、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第6条 分科会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、旅客の利便性を損なわないと分科会で認められた事項について協議する場合は、書面にて開催することができる。この場合において、決定事項については、会長が書面により委員に報告を行うものとする。

5 分科会において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱)

第7条 分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**令和 6 年度第 1 回
太宰府市地域公共交通活性化協議会
運賃協議分科会資料**

太宰府市都市計画課

議題

地域サポートカーまほろば号湯の谷地域線の運賃について

- ① 運賃協議分科会について (P3~P5)
- ② 湯の谷地域線の概要 (P6~P8)
- ③ 運賃見直しについて (P9~P13)
- ④ 今後のスケジュールについて (P14)

① 運賃協議分科会について

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

① 運賃協議分科会について

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ () 内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

① 運賃協議分科会について

今後の協議運賃の取扱いについて

<フロー>

01. 公聴会等の実施

<運送法第9条第5項>

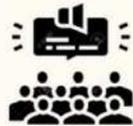
【すべきこと】

新

- 利用者・利害関係者の意見等を集約
(ex.) 公聴会の実施、アンケート調査の実施、地域住民の意見交換・・・等

《補足》

- ・本措置の趣旨は、運賃協議会を開催する前に利用者等の意見を反映させるための措置を義務づけたもの。
- ・これまで、地域説明会等を実施している自治体は当該説明会を本措置として位置づけることも可能。



02. 運賃協議会の開催

<運送法第9条第4項>

【すべきこと】

新

- ①運賃協議会の設置及び設置要綱等の作成
《補足》
設置方法についての参考例(2つ)
 - ・運賃協議会の設置要綱(別添参考様式①)を作成し、新たな会議体を設置(この場合、従来の地域公共交通会議の設置要綱から「運賃・料金を協議する」旨の文言を削除)
 - ・これまでの地域公共交通会議の要綱に「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員で協議を行う」旨を追加

②(運賃)協議会の開催

《補足》

- ・運賃協議会の開催方法はこれまでの地域公共交通会議等と同様
- ・構成員等は前ページを参照

③協議証明書(別添参考様式②)の発行

- ・運賃の協議証明書は、運賃協議会での発行となるため、根拠条文は注意が必要



03. 地域公共交通会議の開催

<運送法施行規則第9条の3>

【すべきこと】

- ①地域公共交通会議の開催《運賃以外》
(ex.) 態様の変更(路線>区域)

《補足》

- ・「02. 運賃協議会」で協議された運賃については、地域公共交通会議の協議事項とすることは不可
- ・路線延長や運行系統の変更において、運賃の変更がない場合でも、協議運賃届出(運賃協議会)が必要となる場合があります
- ・「02. 運賃協議会」で協議された運賃については協議事項としてではなく、「報告事項」として地域公共交通会議に報告することは可能

- ②運賃以外の協議証明書(別添参考様式③)の発行



▶ 上記01~03を踏まえ、協議運賃(運送法第9条第4項)として運輸局長あて届出

②湯の谷地域線の概要

地域サポートカーは、道路幅が狭い等の理由により「まほろば号」が運行できない地域を10人乗りのワンボックスカーで運行しています。

地域サポートカーのお支払いについて 交通系ICカードはご利用いただけません。
(小学生未満は、保護者同様に乗り代が1人1乗につき1人1乗)料金を支払ってください。

①地域サポートカー「まほろば号 湯の谷地域線」〔令和3年4月2日改正〕

全区間一律 150円 週3日<月・水・金> 運行 (祝日運休) ※バスの乗数7枚つりが満席 1,050円のところ 1,000円で購入できます。
区間の購入は湯の谷地区・湯の谷西地区の各担当係員にお問い合わせください。

| 市役所行き | | | | | 湯の谷2行き | | | | | | |
|-------------|------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| バス停名 | 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | バス停名 | 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 5便 | 6便 |
| ①湯の谷1 | 9:10 | 10:00 | 11:00 | 14:00 | ①大宰府市役所 | 10:30 | 11:30 | 12:30 | 14:30 | 15:30 | 16:30 |
| ②湯の谷2 | 9:11 | 10:01 | 11:01 | 14:01 | ②保健センター前 | 10:38 | 11:38 | 12:38 | 14:38 | 15:38 | 16:38 |
| ③湯の谷3公民館前 | 9:14 | 10:04 | 11:04 | 14:04 | ③いきいき情報センター | 10:41 | 11:41 | 12:41 | 14:41 | 15:41 | 16:41 |
| ④湯の谷4 | 9:15 | 10:05 | 11:05 | 14:05 | ④西鉄五条駅 | 10:43 | 11:43 | 12:43 | 14:43 | 15:43 | 16:43 |
| ⑤湯の谷5 | 9:17 | 10:07 | 11:07 | 14:07 | ⑤大宰府郵便局裏 | 10:45 | 11:45 | 12:45 | 14:45 | 15:45 | 16:45 |
| ⑥湯の谷6 | 9:18 | 10:08 | 11:08 | 14:08 | ⑥敷山 | 10:46 | 11:46 | 12:46 | 14:46 | 15:46 | 16:46 |
| ⑦湯の谷7 | 9:19 | 10:09 | 11:09 | 14:09 | ⑦湯の谷西11 | 10:47 | 11:47 | 12:47 | 14:47 | 15:47 | 16:47 |
| ⑧湯の谷8 | 9:19 | 10:09 | 11:09 | 14:09 | ⑧湯の谷西10公民館前 | 10:48 | 11:48 | 12:48 | 14:48 | 15:48 | 16:48 |
| ⑨湯の谷9 | 9:20 | 10:10 | 11:10 | 14:10 | ⑨湯の谷西9 | 10:49 | 11:49 | 12:49 | 14:49 | 15:49 | 16:49 |
| ⑩湯の谷10公民館前 | 9:21 | 10:11 | 11:11 | 14:11 | ⑩湯の谷西8 | 10:50 | 11:50 | 12:50 | 14:50 | 15:50 | 16:50 |
| ⑪湯の谷西11 | 9:22 | 10:12 | 11:12 | 14:12 | ⑪湯の谷西7 | 10:50 | 11:50 | 12:50 | 14:50 | 15:50 | 16:50 |
| ⑫敷山 | 9:23 | 10:13 | 11:13 | 14:13 | ⑫湯の谷6 | 10:51 | 11:51 | 12:51 | 14:51 | 15:51 | 16:51 |
| ⑬大宰府郵便局裏 | 9:24 | 10:14 | 11:14 | 14:14 | ⑬湯の谷5 | 10:52 | 11:52 | 12:52 | 14:52 | 15:52 | 16:52 |
| ⑭西鉄五条駅 | 9:26 | 10:16 | 11:16 | 14:16 | ⑭湯の谷4 | 10:53 | 11:53 | 12:53 | 14:53 | 15:53 | 16:53 |
| ⑮いきいき情報センター | 9:28 | 10:18 | 11:18 | 14:18 | ⑮湯の谷3公民館前 | 10:54 | 11:54 | 12:54 | 14:54 | 15:54 | 16:54 |
| ⑯保健センター前 | 9:30 | 10:20 | 11:20 | 14:20 | ⑯湯の谷1 | 10:57 | 11:57 | 12:57 | 14:57 | 15:57 | 16:57 |
| ⑰大宰府市役所 | 9:37 | 10:27 | 11:27 | 14:27 | ⑰湯の谷2 | 10:58 | 11:58 | 12:58 | 14:58 | 15:58 | 16:58 |

②地域サポートカー「まほろば号 連歌屋地域線」〔令和3年4月10日改正〕

全区間一律 200円 週2日<火・木> 運行 (祝日運休) ※バスの乗数8枚つりが満席 1,200円のところ 1,000円で購入できます。
区間の購入は連歌屋地区担当係員にお問い合わせください。

| 西鉄五条駅行き | | | | 連歌屋行き | | | |
|-----------|------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| バス停名 | 1便 | 2便 | 3便 | バス停名 | 1便 | 2便 | 4便 |
| ⑩西鉄大宰府駅 | 9:00 | 10:10 | 14:15 | ⑩西鉄五条駅 | 10:45 | 12:10 | 15:30 |
| ①筑紫台高校東門 | 9:03 | 10:13 | 14:18 | ⑪保健センター前 | 10:48 | 12:13 | 15:33 |
| ②飯盛 | 9:04 | 10:14 | 14:19 | ⑫大宰府郵便局 | 10:52 | 12:17 | 15:37 |
| ③湯の城 | 9:06 | 10:16 | 14:21 | ⑬西鉄大宰府駅 | 10:54 | 12:19 | 15:39 |
| ④時ヲグンゾイ情報 | 9:08 | 10:18 | 14:23 | ①筑紫台高校東門 | 10:57 | 12:22 | 15:42 |
| ⑤水尾 | 9:10 | 10:20 | 14:25 | ②飯盛 | 10:58 | 12:23 | 15:43 |
| ⑥湯の城園地1 | 9:11 | 10:21 | 14:26 | ③湯の城 | 11:00 | 12:25 | 15:45 |
| ⑦湯の城園地2 | 9:12 | 10:22 | 14:27 | ④時ヲグンゾイ情報 | 11:02 | 12:27 | 15:47 |
| ⑧湯の城公園 | 9:13 | 10:23 | 14:28 | ⑤水尾 | 11:04 | 12:29 | 15:49 |
| ⑨湯の城園地3 | 9:14 | 10:24 | 14:29 | ⑥湯の城園地1 | 11:05 | 12:30 | 15:50 |
| ⑩西鉄大宰府駅 | 9:18 | 10:28 | 14:33 | ⑦湯の城園地2 | 11:06 | 12:31 | 15:51 |
| ⑪大宰府郵便局 | 9:20 | 10:30 | 14:35 | ⑧湯の城公園 | 11:07 | 12:32 | 15:52 |
| ⑫保健センター前 | 9:24 | 10:34 | 14:39 | ⑨湯の城園地3 | 11:08 | 12:33 | 15:53 |
| ⑬西鉄五条駅 | 9:27 | 10:37 | 14:42 | ⑩西鉄大宰府駅 | 11:12 | 12:37 | 15:57 |

③地域サポートカー「まほろば号 東観世地域線」〔令和3年4月10日改正〕

全区間一律 200円 週2日<火・木> 運行 (祝日運休)

| いきいき情報センター行き | | | 東観世入口行き | | |
|--------------|------|-------|-------------|-------|-------|
| バス停名 | 1便 | 2便 | バス停名 | 1便 | 2便 |
| ①東観世公民館前 | 9:40 | 11:25 | ⑥いきいき情報センター | 11:45 | 13:45 |
| ②東観世1組 | 9:41 | 11:26 | ④大宰府市役所 | 11:52 | 13:52 |
| ③東観世入口 | 9:42 | 11:27 | ①東観世公民館前 | 11:58 | 13:58 |
| ④大宰府市役所 | 9:46 | 11:31 | ②東観世1組 | 11:59 | 13:59 |
| ⑤西鉄五条駅 | 9:52 | 11:37 | ③東観世入口 | 12:00 | 14:00 |
| ⑥いきいき情報センター | 9:55 | 11:40 | | | |

- 運行状況・忘れ物に関するお問い合わせ
 コミュニティバス「まほろば号」……………西鉄バス二日市(株)原支社 ☎092-928-8383
(受付時間 9:00~17:00) 24時間受付可。お問い合わせは、各担当係員センターにお問い合せください。お問い合わせ先(平日9:00~20:00)
- 地域サポートカー「まほろば号」[湯の谷地域線][連歌屋地域線][東観世地域線]……………(有)大宰府タクシー ☎092-925-8855
- 「まほろば号」全線に関するお問い合わせ……………大宰府市 ☎092-921-2121

ひと・まち・環境にやさしい太宰府市コミュニティバス

まほろば号 時刻表

Dazaifu City Community Bus Mahoroba-go timetable



目次
Contents

- 路線図……………P1・2
- 利用案内……………P3
- まほろば号時刻表……………P4~P14
- 地域サポートカー時刻表……………P15

〈令和6年3月23日改正〉



太宰府市コミュニティバス
「まほろば号」



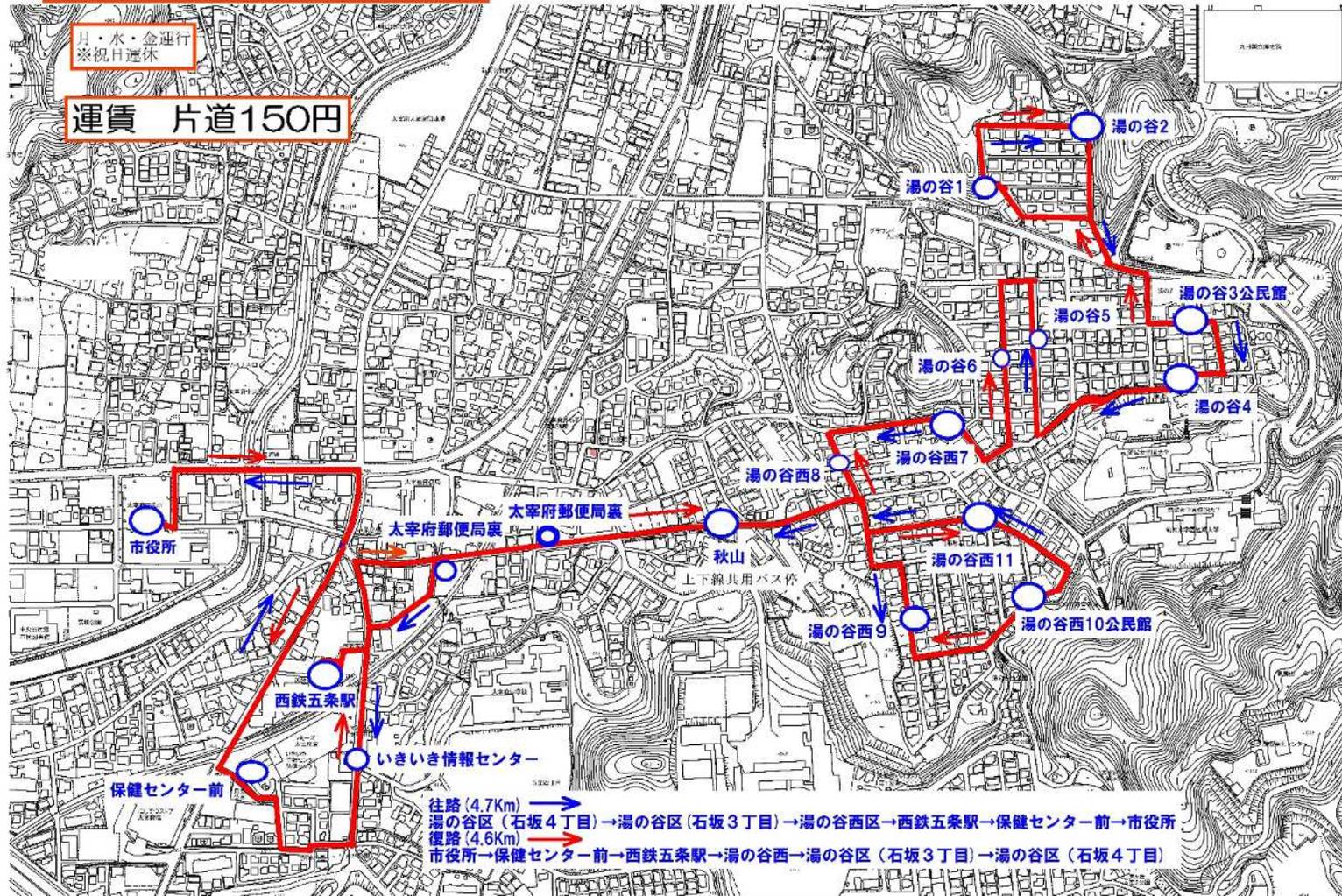
太宰府市地域サポートカー
まほろば号 湯の谷地域線
まほろば号 連歌屋地域線
まほろば号 東観世地域線



地域の暮らしを応援する
まほろば号のタビビット

②湯の谷地域線の概要

湯の谷地域線路線図



②湯の谷地域線の概要

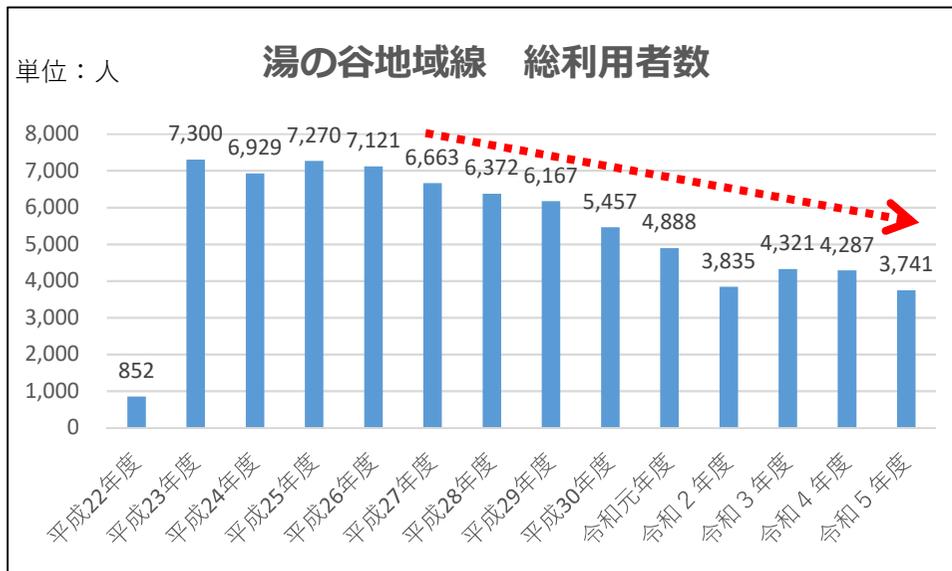
運行日：週3日【月、水、金】（祝日運休）

料 金：全区間一律150円

| 市役所行き | | 1便 | 2便 | 3便 | 4便 |
|-------|------------|------|-------|-------|-------|
| No. | バス停名 | | | | |
| ① | 湯の谷1 | 9:10 | 10:00 | 11:00 | 14:00 |
| ② | 湯の谷2 | 9:11 | 10:01 | 11:01 | 14:01 |
| ③ | 湯の谷3公民館前 | 9:14 | 10:04 | 11:04 | 14:04 |
| ④ | 湯の谷4 | 9:15 | 10:05 | 11:05 | 14:05 |
| ⑤ | 湯の谷5 | 9:17 | 10:07 | 11:07 | 14:07 |
| ⑥ | 湯の谷6 | 9:18 | 10:08 | 11:08 | 14:08 |
| ⑦ | 湯の谷西7 | 9:19 | 10:09 | 11:09 | 14:09 |
| ⑧ | 湯の谷西8 | 9:19 | 10:09 | 11:09 | 14:09 |
| ⑨ | 湯の谷西9 | 9:20 | 10:10 | 11:10 | 14:10 |
| ⑩ | 湯の谷西10公民館前 | 9:21 | 10:11 | 11:11 | 14:11 |
| ⑪ | 湯の谷西11 | 9:22 | 10:12 | 11:12 | 14:12 |
| ⑫ | 秋山 | 9:23 | 10:13 | 11:13 | 14:13 |
| ⑬ | 太宰府郵便局裏 | 9:24 | 10:14 | 11:14 | 14:14 |
| ⑭ | 西鉄五条駅 | 9:26 | 10:16 | 11:16 | 14:16 |
| ⑮ | いきいき情報センター | 9:28 | 10:18 | 11:18 | 14:18 |
| ⑯ | 保健センター前 | 9:30 | 10:20 | 11:20 | 14:20 |
| ⑰ | 太宰府市役所 | 9:37 | 10:27 | 11:27 | 14:27 |

| 湯の谷2行き | | 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 5便 | 6便 |
|--------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| No. | バス停名 | | | | | | |
| ⑰ | 太宰府市役所 | 10:30 | 11:30 | 12:30 | 14:30 | 15:30 | 16:30 |
| ⑯ | 保健センター前 | 10:38 | 11:38 | 12:38 | 14:38 | 15:38 | 16:38 |
| ⑮ | いきいき情報センター | 10:41 | 11:41 | 12:41 | 14:41 | 15:41 | 16:41 |
| ⑭ | 西鉄五条駅 | 10:43 | 11:43 | 12:43 | 14:43 | 15:43 | 16:43 |
| ⑬ | 太宰府郵便局裏 | 10:45 | 11:45 | 12:45 | 14:45 | 15:45 | 16:45 |
| ⑫ | 秋山 | 10:46 | 11:46 | 12:46 | 14:46 | 15:46 | 16:46 |
| ⑪ | 湯の谷西11 | 10:47 | 11:47 | 12:47 | 14:47 | 15:47 | 16:47 |
| ⑩ | 湯の谷西10公民館前 | 10:48 | 11:48 | 12:48 | 14:48 | 15:48 | 16:48 |
| ⑨ | 湯の谷西9 | 10:49 | 11:49 | 12:49 | 14:49 | 15:49 | 16:49 |
| ⑧ | 湯の谷西8 | 10:50 | 11:50 | 12:50 | 14:50 | 15:50 | 16:50 |
| ⑦ | 湯の谷西7 | 10:50 | 11:50 | 12:50 | 14:50 | 15:50 | 16:50 |
| ⑥ | 湯の谷6 | 10:51 | 11:51 | 12:51 | 14:51 | 15:51 | 16:51 |
| ⑤ | 湯の谷5 | 10:52 | 11:52 | 12:52 | 14:52 | 15:52 | 16:52 |
| ④ | 湯の谷4 | 10:53 | 11:53 | 12:53 | 14:53 | 15:53 | 16:53 |
| ③ | 湯の谷3公民館前 | 10:54 | 11:54 | 12:54 | 14:54 | 15:54 | 16:54 |
| ① | 湯の谷1 | 10:57 | 11:57 | 12:57 | 14:57 | 15:57 | 16:57 |
| ② | 湯の谷2 | 10:58 | 11:58 | 12:58 | 14:58 | 15:58 | 16:58 |

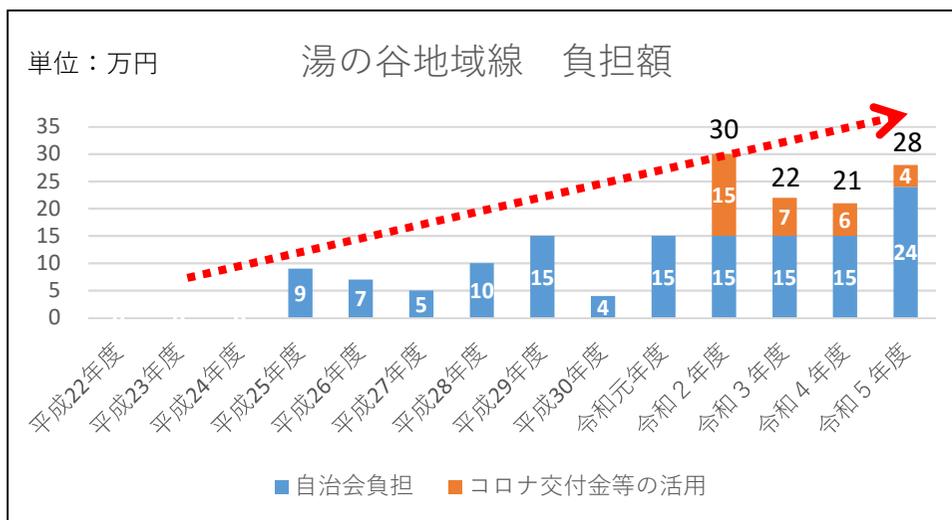
③運賃見直しについて



利用者減少の背景として(地域の声)

- ・病院の送迎サービスの充実
- ・移動販売や宅配サービスの拡大
- ・これまで利用してきた方々の入院や施設入居
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による外出機会減少

利用者数の減少により、収支率が低下。⇒自治会負担が増加



左記金額を湯の谷区と湯の谷西区の人口比で按分

③運賃見直しについて

自治会による自助努力として、負担を減少するための対策を講じている

利用促進

- 回覧でのお知らせやイベント時には声かけを実施
- 自治会と市の定例的な会議で、利用状況の共有や運行に関する意見交換
- バス停を増設して、運行ルートの変更

車内有料広告

- 27年度から受付を開始し、地元企業等への働きかけによる車内有料広告募集を実施
- R6年度、13社から計390,000円の協賛をいただいている（3路線で按分）

③運賃見直しについて

今後の協議運賃の取扱いについて

<フロー>

01. 公聴会等の実施

<運送法第9条第5項>

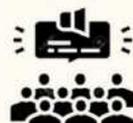
【すべきこと】

新

- 利用者・利害関係者の意見等を集約
(ex.) 公聴会の実施、アンケート調査の実施、地域住民の意見交換・・・等

《補足》

- ・本措置の趣旨は、運賃協議会を開催する前に利用者等の意見を反映させるための措置を義務づけたもの。
- ・これまで、地域説明会等を実施している自治体は当該説明会を本措置として位置づけることも可能。



02. 運賃協議会の開催

<運送法第9条第4項>

【すべきこと】

新

- ①運賃協議会の設置及び設置要綱等の作成
《補足》
設置方法についての参考例(2つ)
 - ・運賃協議会の設置要綱(別添参考様式①)を作成し、新たな会議体を設置(この場合、従来の地域公共交通会議の設置要綱から「運賃・料金を協議する」旨の文言を削除)
 - ・これまでの地域公共交通会議の要綱に「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員で協議を行う」旨を追加
- ②(運賃)協議会の開催
《補足》
 - ・運賃協議会の開催方法はこれまでの地域公共交通会議等と同様
 - ・構成員等は前ページを参照
- ③協議証明書(別添参考様式②)の発行
 - ・運賃の協議証明書は、運賃協議会での発行となるため、根拠条文は注意が必要



03. 地域公共交通会議の開催

<運送法施行規則第9条の3>

【すべきこと】

- ①地域公共交通会議の開催《運賃以外》
(ex.) 態様の変更(路線>区域)
《補足》
 - ・「02. 運賃協議会」で協議された運賃については、地域公共交通会議の協議事項とすることは不可
 - ・路線延長や運行系統の変更において、運賃の変更がない場合でも、協議運賃届出(運賃協議会)が必要となる場合があります
 - ・「02. 運賃協議会」で協議された運賃については協議事項としてではなく、「報告事項」として地域公共交通会議に報告することは可能
- ②運賃以外の協議証明書(別添参考様式③)の発行



▶ 上記01～03を踏まえ、協議運賃(運送法第9条第4項)として運輸局長あて届出

③運賃見直しについて

住民、利用者等の意見について

湯の谷区自治会

①令和5年5月に、利用者からの意見聴収。

→参加者からは料金見直しについて反対の意見はなかった。

②令和6年4月に自治会総会を実施。

→運賃改定について 賛成多数で承認

湯の谷西区自治会

①令和5年10～11月に、説明会とアンケート。

→料金見直しについて反対の意見はなかった。

②令和6年4月に自治会総会を実施。

→運賃改定について 賛成多数で承認

利害関係者の意見について

運行事業者である(有)太宰府タクシーと協議を行い、特に意見はなし

③運賃見直しについて

今後の協議運賃の取扱いについて

<フロー>

01. 公聴会等の実施

<運送法第9条第5項>

【すべきこと】

新

- 利用者・利害関係者の意見等を集約
(ex.) 公聴会の実施、アンケート調査の実施、地域住民の意見交換・・・等

《補足》

- ・本措置の趣旨は、運賃協議会を開催する前に利用者等の意見を反映させるための措置を義務づけたもの。
- ・これまで、地域説明会等を実施している自治体は当該説明会を本措置として位置づけることも可能。



02. 運賃協議会の開催

<運送法第9条第4項>

【すべきこと】

新

- ①運賃協議会の設置及び設置要綱等の作成
《補足》
設置方法についての参考例(2つ)
 - ・運賃協議会の設置要綱(別添参考様式①)を作成し、新たな会議体を設置(この場合、従来の地域公共交通会議の設置要綱から「運賃・料金を協議する」旨の文言を削除)
 - ・これまでの地域公共交通会議の要綱に「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員で協議を行う」旨を追加

②(運賃)協議会の開催

- 《補足》
 - ・運賃協議会の開催方法はこれまでの地域公共交通会議等と同様
 - ・構成員等は前ページを参照

③協議証明書(別添参考様式②)の発行

- ・運賃の協議証明書は、運賃協議会での発行となるため、根拠条文は注意が必要



03. 地域公共交通会議の開催

<運送法施行規則第9条の3>

【すべきこと】

- ①地域公共交通会議の開催《運賃以外》
(ex.) 態様の変更(路線>区域)

《補足》

- ・「02. 運賃協議会」で協議された運賃については、地域公共交通会議の協議事項とすることは不可
- ・路線延長や運行系統の変更において、運賃の変更がない場合でも、協議運賃届出(運賃協議会)が必要となる場合があります
- ・「02. 運賃協議会」で協議された運賃については協議事項としてではなく、「報告事項」として地域公共交通会議に報告することは可能

- ②運賃以外の協議証明書(別添参考様式③)の発行



▶ 上記01~03を踏まえ、協議運賃(運送法第9条第4項)として運輸局長あて届出

④今後のスケジュールについて

- 運賃協議分科会（本日）



- 運行事業者である、(有)太宰府タクシーから福岡運輸支局へ、料金変更の届出（本日以降、実施の1ヶ月前までに届出）



- 市広報紙、地元自治会における回覧、バス車内やバス停時刻表での掲示による周知（順次）



- **12/1からの運賃変更**を予定する。



令和6年8月7日

太宰府市長 楠田大蔵 様

湯の谷区自治会 会長

坂口 敬



湯の谷西区自治会 会長

山家 貴



湯の谷地域線の運賃等の見直しについて (お願い)

湯の谷地域線公共交通会議で審議した内容について、両自治会で合意を得ましたので、下記のとおり見直しをお願いします。

記

1. 運賃について
現行の150円から、200円に変更する。
2. 変更時期について
令和6年12月1日から変更する。
3. 回数券販売について
自治会による回数券の委託販売を廃止する。
4. 自治会補助制度の廃止について
回数券販売の際に行っていた自治会補助制度を廃止する。



道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書

令和 6 年 10 月 21 日に開催した太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
運賃（料金）の種類、額 一律 200 円
適用方法 幼児（小学生未満）は保護者同伴に限り（ただし、保護者 1 人につき 1 人まで）無料
2. 運賃を適用する路線又は営業区域
湯の谷地域線
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
令和 6 年 12 月 1 日から
4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称
有限会社 太宰府タクシー

令和 6 年 10 月 21 日

太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会
会長 原 口 信 行